

○地方行政委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
2	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	六三、二五	付 委員 託会 議 決 六三、二四 六三、二〇	付 委員 託会 議 決 六三、二七 六三、二八	
24	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案	衆	三九	(予) 三三 議 決 三三	三 議 決 三五 三〇	衆本会議趣旨説明 三三、三一 参本会議趣旨説明 三三、三三
34	地方交付税法の一部を改正する法律案	衆	三二	(予) 三三 議 決 三七	三 議 決 四三 四六	衆本会議趣旨説明 三一、一 参本会議趣旨説明 三三、三三
49	公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三八	(予) 三八 議 決 四六	三 議 決 四九 四三	
50	消防法の一部を改正する法律案	参	三八	三八 議 決 四二	(予) 三八 議 決 四七	
76	昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三五	(予) 三五 議 決 五九	三五 議 決 五〇	

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、地方交付税の総額の特例

(一) 今回の補正予算により昭和六十二年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、同特別会計における借入金を二千三百四億二千万円減額することとする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十兆五千六百十億円となる。）。

(二) 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額についていわゆる財対臨特に相当する額五百億円を加算することとし、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千三百三十億円を、昭和六十八年度にあつては千三百三十五億円を、当該各年度分の地方交付税総額に加算することとする。

#### 二、基準財政需要額の算定方法の改正

財源対策債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、昭和六十二年度分の普通交付税の額の算定に用いる

単位費用の一部を改定することとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、本年度においては既に交付することとした追加公共事業等実施のための一般財源所要額に加えて、三千二百十六億円を地方公共団体に交付するほか、同特別会計における借入金を二千三百四億円減額すること、また、財源対策債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため単位費用の一部を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、国と地方自治の関係、地方財政対策、交付税の配分方法等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方税法に関する事項

(一) 道府県民税及び市町村民税

1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益に対する税率の一部を引き下げ、道府県民税二％、市町村民税四％の一律の課税とすることとし、他の長期譲渡所得と分離して課税する。

2 所有期間十年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合に、一定の居住用財産に係る買いかえ（交換）の特例の適用を受けるものを除き、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分について、道府県民税一・三％、市町村民税二・七％、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分について、道府県民税

一・六％、市町村民税三・四％の税率による課税を行う。

(二) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

税率等の特例措置の適用期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長する。

(三) 固定資産税及び都市計画税

土地に係る昭和六十三年から昭和六十五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、評価がえに伴う税負担の調整を図るため、昭和六十三年評価額の昭和六十二年分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とする。

農地	宅地等	区分	
		上	昇率
一・五倍を超えるもの	一・一五倍以下のもの	一・一五	一・〇五
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一五	一・一
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・一五	一・一五
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二	一・二
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五	一・二五
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・九倍を超えるもの	一・三	一・三
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・〇七五倍以下のもの	一・〇二五	一・〇二五
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・〇七五倍を超え、一・一五倍以下のもの	一・〇五	一・〇五
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一	一・一
一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・三倍以上、一・五倍以下のもの	一・一五	一・一五
一・五倍を超えるもの		一・二	一・二

四 特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域における特例措置の免税点を特別区及び指定市の区の区域にあつては二百平方メートル（現行三百平方メートル）、その他の市の区域にあつては三百二十平方メートル（現行五百平方メートル）に改めるとともに、その期限を延長して昭和六十五年三月三十一日までの間に取得された土地について適用する。

五 自動車取得税

税率及び免税点の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長する。

六 軽油引取税

税率の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長する。

七 国民健康保険税

課税限度額を四十万円（現行三十九万円）に引き上げる。

二、国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

国有資産等の台帳価格の修正を行う場合には、負担調整後の固定資産税の課税標準となるべき額を基準とする

特例措置を引き続き講ずる。

以上のほか、事業税における新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置の延長及び不動産取得税、固定資産税、電気税等に係る非課税等特例措置の整理合理化等を行うこととする。

なお、施行期日は、一の(一)の1、2の改正は、昭和六十四年四月一日から、その他の改正は昭和六十三年四月一日からである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人の住民税の優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の軽減税率の引き下げ並びに三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長及び免税点の引き下げを行うとともに、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講ずることとし、あわせて地方たばこ消費税、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例の適用期限の延長を行うこと等を主な内容

とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方税源の拡充、社会保険診療報酬の非課税等特別措置の整理合理化、固定資産の評価及び住民税の減税問題等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して糸久委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して披山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方税源の拡充、住民の税負担の軽減等の実現を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

## 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

### 一、地方交付税の総額の特例

(一) 昭和六十三年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額（所得税、法人税、酒税の収入見込み額の三二％（返還金を含む。））十兆七千二百億八千九百万円に同年度の特例措置額二千二百七十五億円を加算した額から、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円及び借入金等利子負担額二千七百八十億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十兆六千二百八十五億八千九百万円となる。）。

(二) 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額について既往の臨時地方特例交付金に相当する額等二千二百七十四億円を加算することとし、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千七百五十億円を、昭和六十八年度にあつては千七百六十九億円を、当該各年度分の地方交付税総額に加算することとする。

### 二、基準財政需要額の算定方法の改正

基準財政需要額の算定方法を改正し、地域産業の育成・地域経済の活性化の促進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・清掃施設・下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・教育施設の整備・私学助成・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、老人保健施策の推進・長寿社会対策の充実等高齢化への対応・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、消防救急対策・土地対策等に要する経費、地域社会における国際化への対応に要する経費、經常経費に係る国庫補助負担率の引き下げに伴う所要経費、投資的経費について地方債への振替措置を縮減することに伴う所要経費の財源を措置するほか、国民健康保険制度の見直しその他制度の改正等に伴つて必要となる経費の財源を措置することとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年分地方交付税の総額について、現行の法定額に特例措置額二千二百七十五億円を加

算した額から、昭和六十年分地方交付税の総額の特例措置額に係る一部返済額二百三十億円及び交付税特別会計における借入金等の利子支払額二千七百八十億円を控除した額とすること、また、後年度の総額についても所要の加算措置を講ずることとしたほか、普通交付税の算定について、地域産業の育成・地域経済の活性化の促進、国庫補助負担率の引き下げ及び国民健康保険制度の見直しその他制度改正等に伴つて必要となる所要経費の財源を措置すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の算定方法、地方財源不足対策のあり方、国と地方の税源配分、東京圏と地方の格差是正、国庫補助負担率引き下げの暫定期間終了後の取り扱い等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して糸久委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して披山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方交付税総額の長期的安定確保のため、一般財源の安定充実を図ること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第四九号)

#### 要旨

本法律案は、最近の地方公共団体等における土地需要に即応し、地域の秩序ある整備を推進するため、土地開発公社の業務範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、土地開発公社の業務範囲の拡大

土地開発公社は、新たに、地方公共団体の要請を受けて実施する市街地開発事業の用に供する土地その他政令で定める事業の用に供する土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うことができるものとする。

##### 二、業務資金の運用先の拡大

土地開発公社は、業務上の余裕金の運用について、主

務大臣の指定する有価証券の取得の方法により行うことができるものとする。

##### 三、監督規定の整備

主務大臣または都道府県知事は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、設立団体等に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとする。

##### 四、施行期日

この法律は、昭和六十三年九月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の地方公共団体等における土地需要に即応し、地域の秩序ある整備を推進するため、土地開発公社の業務範囲を拡大して、新たに地方公共団体の要請を受けて実施する市街地開発事業等の用に供する土地の取得、管理及び処分を行うことができるものとする等を中心とした内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

土地開発公社につき、業務の拡大の目的、その範囲、業務運営のあり方及び公有地の確保、拡大等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 消防法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

#### 要旨

本法律案は、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定方法を導入する等の所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、危険物の範囲等について、次のように改正する。

(一) 危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定方法を導入する。

1 第一類の危険物は、酸化性固体とし、酸化力の潜在的な危険性及び衝撃に対する感受性を判断するた

めの試験により、危険物か否かを判定する。（例、火薬の原料）

2 第二類の危険物は、可燃性固体とし、原則として、火災による着火の危険性及び引火の危険性を判断するための試験により、危険物か否かを判定する。

（例、マグネシウム粉）

3 第三類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質とし、原則として、空气中での発火の危険性及び水と接触して発火し、または可燃性ガスを発生する危険性を判断するための試験により、危険物か否かを判定する。（例、カリウム）

4 第四類の危険物は、引火性液体とし、原則として、引火の危険性を判断するための試験により、危険物か否かを判定する。（例、ガソリン、灯油）

5 第五類の危険物は、自己反応性物質とし、原則として、爆発の危険性及び加熱分解の激しさを判断するための試験により、危険物か否かを判定する。

（例、ニトログリセリン）

6 第六類の危険物は、酸化性液体とし、酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験により、危険物



可否かを判定する。(例、濃硝酸)

(二) 危険物の指定数量は、その危険性を勘案して政令で定める。

(三) 準危険物、特殊可燃物等については、危険物の範囲の見直しに伴い、新たに指定可燃物として規制する。

二、許可を受けないで製造所等の位置、構造及び設備を変更したとき等一定の場合には、新たに市町村長等は、製造所等の許可を取り消すことができることとし、あわせて製造所等の使用停止命令の要件について整備する。

三、乙種危険物取扱者試験の受験資格である六月以上の危険物取り扱いの実務経験は不要とする。

四、危険物施設における保安体制を確立するため、市町村長等は製造所等の所有者等に対し、危険物保安統括管理者・危険物保安監督者の解任を命ずることができるものとする。

五、本法律は、公布の日から施行する。ただし、危険物取扱者試験の受験資格に関する規定は昭和六十四年四月一日から、危険物の範囲等に関する規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定方法を導入すること、並びに一定の場合には市町村長等が危険物施設に対する許可を取り消すことができるものとする、及び危険物取扱者試験の受験資格を緩和すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、危険物施設や青函トンネル、瀬戸大橋など長大トンネル等の防災対策、消防職員の勤務体制等をめぐる問題、危険物の規制のあり方等の諸問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、危険物の安全対策に十分配慮し、法の運用に万全を期すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

#### 要旨

本法律案は、地方公務員等共済組合法の年金について、厚生年金及び国民年金における措置にならない、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率（〇・一％の上昇）を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を「公布の日」とする修正が行われている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等について、

昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容とするものでありまして、衆議院において施行期日につき所要の修正が行われております。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、共済年金の改定と恩給の改定等との格差、公的年金一元化、共済年金の資金運用及び共済年金の支給回数等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。